

日 薬 業 発 第 54 号

平成 29 年 5 月 9 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 石 井 甲 一

保険医療機関等の新規指定申請時における

社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課及び同医薬・生活衛生局総務課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、社会保険（健康保険及び厚生年金保険、以下「社会保険」）及び労働保険（労災保険及び雇用保険、以下「労働保険」）の適用状況の確認に関するものです。

社会保険については、法人の事務所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険については、労働者を使用する全ての事業主に対して加入義務が課されているところです。

しかしながら、加入手続きを行わない事業主が一定程度存在していることから、今般、厚生労働省として更なる取組の強化を行うため、平成29年7月1日から保険医療機関及び保険薬局の保険指定申請時に適用状況を確認し、適用されていることが確認できなかった場合には地方厚生（支）局から厚生労働省に事業所に関する情報提供を実施することになったとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

< 抄 >



事務連絡
平成 29 年 4 月 21 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

保険医療機関等の新規指定申請時における
社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、別添 1「各業における新規指定申請時における社会保険及び労働保険の加入状況の確認について（協力依頼）」（年管管発 0420 第 1 号基徴収発 0420 第 1 号）を受け、別添 2「保険医療機関等の新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について」（平成 29 年 4 月 21 日事務連絡）の通り、地方厚生（支）局医療課あて連絡しておりますので御承知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

また、別添 3「各業の事業者団体に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について（協力依頼）」（年管管発 0420 第 2 号基徴収発 0420 第 2 号）の通り協力依頼がございましたので、貴会におかれましても、可能な限り協力方お願いいたします。

年管管発 0420 第1号
基徴収発 0420 第1号
平成 29 年 4 月 20 日

保険局医療課長 殿

年金局事業管理課長
〔 公 印 省 略 〕
労働基準局労働保険徴収課長
〔 公 印 省 略 〕

各業における新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について
(協力依頼)

社会保険(健康保険及び厚生年金保険)については、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険(労災保険及び雇用保険)については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、中小零細事業を中心に加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業や運輸業においては、各業の新規許可等申請時において、社会保険及び労働保険(以下「社会保険等」という。)が適用されていることが確認出来なかった場合に、日本年金機構もしくは都道府県労働局(以下「日本年金機構等」という。)に事業所情報を提供する取組が実施されている。

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、社会保険等の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点から重要であり、厚生労働省として従来から取り組んできたところであるが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、保険医療機関及び保険薬局の指定申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき実施していただくよう、貴課から各地方厚生局あてに依頼を行っていただきたい。

また、各地方厚生局のホームページ(保険医療機関及び保険薬局の指定申請の様式を掲載しているページ)に、指定申請時に、社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類が何であるが等を掲載していただくとともに、各地方厚生局の窓口パンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただくよう、依頼を行っていただきたい。

事務連絡
平成 29 年 4 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

保険医療機関等の新規指定申請時における
社会保険及び労働保険の適用状況の確認について

標記については、別添 1 「各業における新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（年管管発 0420 第 1 号基徴収発 0420 第 1 号）の通り協力依頼があったところですが、今般、下記の通り、その取扱いを指示しますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 趣旨について

厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進は、厚生労働省として、従来から重要な課題として取り組んできましたが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、厚生労働省所管の飲食、生活衛生関係や福祉関係等において、事業主が行政に対して届出等を行う機会を捉えて、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認することで、事業主が自発的に社会保険等への加入手続を行うことにつなげることをしています。

別添 1 「各業における新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（年管管発 0420 第 1 号基徴収発 0420 第 1 号。以下「協力依頼通知」という。）の通り、保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の指定申請時においても、この取組の一環として協力が求められていることから、対応をお願いします。

なお、具体的な確認方法等は、協力依頼通知を参照してください。

2 加入状況の確認の位置付けについて

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、協力依頼通知別紙 1 を指定申請書と合わせてホームページで公表する等により、事業主に提出を求めることで行うこととしますが、これは、保険医療機関の指定とは関係なく、事業主の任意の協力に基づき行うものです。したがって、社会保険等の加入の有無や協力依頼通知別紙 1 の提出の有無にかかわらず、これまで通り、指定の要件を満たしている場合には、指定を行っていただきますようお願いいたします。

また、協力依頼通知別紙 1 の提出がない場合に、事業主に対して、提出を再度お願い

することや督促を行う必要はありません。

なお、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 3 項の指定をしないことができる事由に社会保険等に未加入の場合は含まれていませんが、同項第 5 号に該当する場合は、指定をしないことができる事由にあたります。

3 確認対象について

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、保険医療機関等の新規指定時に行うものであり、指定の更新時は行う必要はありません。また、協力依頼通知別紙 1 の提出を受ける際、適用要件に該当しているか等記載内容の確認をする必要はありません。

なお、医療機関及び薬局に係る今般の協力依頼通知は、保険医療機関等が医療機関及び薬局の大半を占める現状に鑑み、当面の間、保険医療機関等の新規指定時のみに行うものです。

4 その他

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認については、別添 2 「保険医療機関等の新規指定申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（周知依頼）」（平成 29 年 4 月 21 日事務連絡）の通り、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会等に予め情報提供し、周知の依頼をしています。

協力依頼通知に基づく社会保険等の適用状況の確認は、平成 29 年 7 月 1 日から行うものであり、各地方厚生局において、必要に応じて、各都道府県の医師会、歯科医師会、薬剤師会に予め情報提供をしてください。

なお、本取組や社会保険等の適用要件、制度一般について疑義が生じた場合は、協力依頼通知に記載の問い合わせ先に照会いただくようお願いします。

年管管発 0420 第2号
基徴収発 0420 第2号
平成 29 年 4 月 20 日

医政局総務課長
医薬・生活衛生局総務課長 殿
保険局医療課長

年金局事業管理課長
〔 公 印 省 略 〕
労働基準局労働保険徴収課長
〔 公 印 省 略 〕

各業の事業者団体に対する社会保険制度及び労働保険制度の周知について
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、各制度への理解不足から社会保険及び労働保険に加入していない事業所や、加入すべき事業所であることを知りながらも加入手続を行わない事業所も見受けられる。

社会保険制度及び労働保険制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点等から加入指導に取り組んでいるところであるが、未適用事業所の解消を図り、強制保険としての役割を維持していくためには、幅広く制度周知を図り、制度に対する理解、協力を得ることが不可欠であり、各業の所管課及び事業者団体にも、制度の周知にかかる協力をお願いしたいと考えている。

ついては、これから起業する事業主等に対し、社会保険及び労働保険に加入する必要性について周知するため、各課所管業の事業者団体に対し、事業所へのリーフレット（別添）の配付の検討などを依頼していただきたい。

なお、この度、事業の新規許可（届出、指定、登録等を含む）時に、許可行政庁において、社会保険及び労働保険の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合は、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を本年7月1日から実施するよう、厚生労働省から許可行政庁に依頼していることについても、事業者団体に周知願いたい。